

**12月15日(木)到着分(WEB申請は17時15分までの申請分)  
で申請受付を終了いたしました**

目次

Q0 申請受付終了について .....	2
Q1 令和4年度CEV補助金について .....	3
Q3 申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両.....	5
Q4 記入方法 .....	6
Q5 必要書類 .....	7
5-1 申請者の確認書類.....	7
5-2 申請車両の確認書類（自動車検査証、標識交付証明書） .....	8
5-3 車両代金の支払い確認書類（支払証憑等） .....	8
5-4 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類（下取車入庫証明書） .....	9
5-5 リース会社の申請.....	9
Q6 申請後の変更 .....	10
Q7 その他.....	10

2022年4月28日 作成

6月3日 R2 補正モニタリング関係追記

6月24日 現在よくあるお問合せ追記

8月2日 現在よくあるお問合せ見直し

10月13日 現在よくあるお問合せ見直し

11月9日 現在よくあるお問合せ見直し

12月5日 現在よくあるお問合せ見直し

12月16日 受付終了について追記、現在よくあるお問合せ見直し削除

12月27日 申請後の変更一部追記

2023年1月27日 申請後の変更一部見直し

Q0 申請受付終了について ※12月15日（木）到着分で申請受付を終了いたしました

No.	問合せ内容	回答
1	申請受付が終了したとのことですが、申請書受理の判定はどのように行うのですか？	12月15日までにセンターに到着した申請を「受理」として扱います。12月16日以降に到着した申請は「不受理」となります。 (WEB申請については12月15日17時15分までの申請分が受理となります)
2	不受理になったかどうかは、どのようにして確認できるのですか？	不受理となった場合は、センターより申請者に「交付申請不受理のお知らせ」を行います。 終了アナウンスから概ね1週間以内に到着したものを対象に送付予定です。
3	HPの「審査状況確認」ページで「審査中」と表示された場合は、受理されていると思ってよいのですか？	「 <a href="#">審査状況確認画面</a> 」で、12月15日以前に到着し受理されている場合は「到着済み」と表示され、12月16日以降到着分については「該当なし」と表示されます。 尚、予算超過当日到着分(12月16日)については暫定的に「到着済み」と表示されることがありますが、センターにて不受理の手続きを行います。ご注意願います。
4	不受理の場合、令和4年度補正の補助金申請はできますか？	<a href="#">令和4年度補正予算</a> の車両購入補助事業では、令和4年11月8日以降に新車新規登録・届出された車両を補助対象とします。詳細は今後決定(採択)される補正予算事業の執行団体から案内されます。
5	令和4年度補正では、令和4年11月8日～令和5年2月17日登録・届出分は補助対象車種及び単価等の要件は、令和4年度CEV補助金を維持するという案内が経済産業省から出ています。 11月8日以降の登録車両で不受理の場合、自動的に令和4年度補正の申請と扱われるのでしょうか。	令和4年度予算CEV補助金と、令和4年度補正予算CEV補助金は、別事業(予算)であるため、11月8日以降の登録車両で不受理の場合、自動的に令和4年度補正の申請とはなりません。 令和4年度補正の申請手続きについては、今後決定(採択)される補正予算事業の執行団体から案内されます。
6	不受理の場合、申請書は返してくれるのですか？	申請に関する誓約でご了承いただきました通り、申請書はお返しいたしません。

Q1 令和4年度 CEV 補助金について

No.	問合せ内容	回答																											
1	<p>令和4年度と令和3年度補正とで何がかわるのですか。</p> <p>その他、令和4年度補助に関する注意事項等を教えてください。</p>	<p>○令和4年度事業による補助事業では、令和3年度補正予算による補助事業で補助対象車両となっていない車両が補助対象として追加されます。下表を参照ください。</p> <table border="1" data-bbox="660 409 1390 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="660 409 970 510">補助対象の車両</th> <th data-bbox="970 409 1177 510">令和3年度補正</th> <th data-bbox="1177 409 1390 510">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="660 510 970 589">電気自動車(EV)</td> <td data-bbox="970 510 1177 589">○</td> <td data-bbox="1177 510 1390 589">○*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 589 970 689">プラグインハイブリッド自動車(PHV)</td> <td data-bbox="970 589 1177 689">○</td> <td data-bbox="1177 589 1390 689">○*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 689 970 790">燃料電池自動車(FCV)</td> <td data-bbox="970 689 1177 790">○</td> <td data-bbox="1177 689 1390 790">○*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 790 970 857">超小型モビリティ</td> <td data-bbox="970 790 1177 857">○</td> <td data-bbox="1177 790 1390 857">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 857 970 958">クリーンディーゼル自動車(CDV)</td> <td data-bbox="970 857 1177 958">×</td> <td data-bbox="1177 857 1390 958">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 958 970 1059">側車付二輪自動車・原動機付自転車</td> <td data-bbox="970 958 1177 1059">×</td> <td data-bbox="1177 958 1390 1059">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1059 970 1126">ミニカー</td> <td data-bbox="970 1059 1177 1126">×</td> <td data-bbox="1177 1059 1390 1126">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1126 970 1272">補助対象となる車両の登録(届出)日</td> <td data-bbox="970 1126 1177 1272">2021年11月26日以降</td> <td data-bbox="1177 1126 1390 1272">2022年2月19日以降</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="660 1283 1414 1361">*：「高度な安全運転支援技術」上乗せは2022年4月1日登録(届出)以降</p> <p data-bbox="660 1429 1414 1552">○令和3年度補正予算による補助事業で補助対象となっている車両は、補助金交付額等に変更なく、令和4年度予算による補助事業でも継続して補助金交付いたします。</p> <p data-bbox="660 1574 1414 1653">○「高度な安全運転支援技術」装備車両に対する補助額上乗せは、4月1日以降の登録(届出)車が対象となります。</p> <p data-bbox="660 1675 1414 1843">○令和4年度用の様式で、令和3年度補正予算による補助事業の補助対象車両も含め、全ての車両の申請ができるように変更しますので、申請受付開始以降は、令和4年度用の様式で申請いただくようお願いします。</p>	補助対象の車両	令和3年度補正	令和4年度	電気自動車(EV)	○	○*	プラグインハイブリッド自動車(PHV)	○	○*	燃料電池自動車(FCV)	○	○*	超小型モビリティ	○	○	クリーンディーゼル自動車(CDV)	×	○	側車付二輪自動車・原動機付自転車	×	○	ミニカー	×	○	補助対象となる車両の登録(届出)日	2021年11月26日以降	2022年2月19日以降
補助対象の車両	令和3年度補正	令和4年度																											
電気自動車(EV)	○	○*																											
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	○	○*																											
燃料電池自動車(FCV)	○	○*																											
超小型モビリティ	○	○																											
クリーンディーゼル自動車(CDV)	×	○																											
側車付二輪自動車・原動機付自転車	×	○																											
ミニカー	×	○																											
補助対象となる車両の登録(届出)日	2021年11月26日以降	2022年2月19日以降																											

Q2 「高度な安全運転支援技術」の加算補助について

No.	問合せ内容	回答
1	「高度な安全運転支援技術」の加算補助とはどのような制度ですか。	EV・PHV・FCVのうち、安全性・利便性向上や省エネルギー化に資するような、特に高度な安全運転支援機能に必要な要素技術である「高精度な位置特定技術」、最新の機能に更新可能な「OTAによるソフトウェアアップデート」や「路車・車車間通信」の普及を支援します。
2	補助対象となる車両の要件を教えてください。	CEV 補助金対象車種のうち下記の技術・機能を装備している車種が対象となります。 ① 高精度な位置特定技術 ② OTAによるソフトウェアアップデート機能 ③ 路車間・車車間通信の機能
3	補助金はいくら上乗せになるのですか。	「①高精度な位置特定技術」「②OTAによるソフトウェアアップデート機能」の両者を装備する車両は70千円増額となります。上記に加えて③路車間・車車間通信機能を装備する車両は100千円増額となります。
4	対象となる具体的な車種は何ですか。	下記車両の内、 <b>2022年4月1日以降登録</b> の車両が対象となります。 ○日産 アリア B6 (ProPILOT 2.0 装備車のみ対象) B6 limited ○トヨタ MIRAI Z“Advanced Drive” Z“Executive package Advanced Drive” それぞれの増額後の補助額については、下記を参照ください。 <a href="#">補助対象車両一覧</a>
5	何故4月1日以降の登録車のみが対象となるのですか。	当該追加補助については、経済産業省が本年4月1日にHPにおいて、制度の概要に加え、4月1日以降の登録(届出)車両に適用することを公表しておりますので、4月1日以降の登録(届出)車両のみが対象となります。

Q3 申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両

No.	問合せ内容	回答																	
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	<p>車両登録後、車両代金の全額の支払いを完了した上で、必要書類を添付して、郵便か宅配便で送付してください。</p> <p>補助金申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせし、申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。</p>																	
2	提出期限について教えてください。	<p>受付期間は「令和3年度補正については令和4年3月31日」から、「令和4年度については令和4年4月28日から」申請受付開始し、<b>最終期限は令和5年3月1日(必着)</b>となります。</p> <p>また、<b>車両登録(届出)時期により申請書提出期限が変わってきます。</b></p> <p>個別の申請書提出期限につきましては、下記の表をご参照ください。</p> <table border="1" data-bbox="657 887 1409 1527"> <thead> <tr> <th rowspan="2">初度登録(届出)日</th> <th colspan="2">申請書提出期限(消印有効)※</th> </tr> <tr> <th>原則 (車両登録日までに支払手続き完了している場合)</th> <th>例外 (車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021/11/26～ 2022/2/18 (令和3年度補正のみ対象)</td> <td>5月31日</td> <td>5月31日</td> </tr> <tr> <td>2/19～4/30</td> <td>6月30日</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>5/1～5/31</td> <td>6月30日</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>6/1以降 (例:6月10日)</td> <td>初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:7月9日)</td> <td>初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:8月31日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最終期限は令和5年3月1日については、当センター必着となります。</p>	初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)※		原則 (車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外 (車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)	2021/11/26～ 2022/2/18 (令和3年度補正のみ対象)	5月31日	5月31日	2/19～4/30	6月30日	6月30日	5/1～5/31	6月30日	7月31日	6/1以降 (例:6月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:7月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:8月31日)
初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)※																		
	原則 (車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外 (車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)																	
2021/11/26～ 2022/2/18 (令和3年度補正のみ対象)	5月31日	5月31日																	
2/19～4/30	6月30日	6月30日																	
5/1～5/31	6月30日	7月31日																	
6/1以降 (例:6月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:7月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:8月31日)																	
3	提出期限が「初度登録(届出)日の翌々月末日」となるのはどのようなケースですか。	<p>車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合です。</p> <p>☆(注意)例えば、クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金の手続から変更となっています。)</p> <p>(例)車両の初度登録(届出)の日までに車両代金の一部が現金により支払い完了、残金分についてクレジット契約を締結</p>																	

		<p>済である場合には、申請期限は、(原則どおり)「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(例)下取り車の入庫(=現物による支払い)が車両登録日より後の場合は、申請期限は、「初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)」となります。</p>
4	クレジット会社から販売会社への支払いが車両登録日より後である場合は、車両登録日までに全額支払いの手続きが完了していないとみなされますか。	<p>みなされません。クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。車両登録日以前に契約締結が完了していれば、申請期限は原則どおり「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)</p>
5	保証方式の契約の場合は、支払いが完了していないので、車両登録日までに全額支払いの手続きが完了していないとみなされますか。	<p>みなされません。保証方式の契約の場合も、車両登録日以前に契約締結が完了していれば、支払い手続きが完了しているため、申請期限は原則どおり「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)</p>
6	補助金の対象となる車両の銘柄を教えてください。	<p>次世代自動車振興センターのHPで、下記から確認できます。</p> <p><a href="#">補助対象車両一覧</a></p>
7	超小型モビリティについて、「サービスユースは、給電機能無の場合は350千円の定額補助、給電機能有の場合は450千円の定額補助とする」とありますが、「サービスユース」とはどのような場合ですか。	<p>「サービスユース」とは、レンタカー事業者等が「わ」「れ」ナンバーで貸出し用車として使用するものを言います。個人、地方公共団体、その他法人が自家用車として使用するものは含みません。</p>

#### Q4 記入方法

No.	問合せ内容	回答
1	「下取り車入庫証明書」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
2	「役員名簿」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
3	「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。

4	必要書類について教えてください。	「地方公共団体・その他の法人」「個人」「リース会社」により変わってきます。 それぞれの応募要領をご確認ください。
5	令和3年度当初予算の様式で作成したのですが、申請できますか。	送付いただいても受付いたしません。 新年度の様式で作成してください。
6	「申請書」は両面コピー印刷でも申請できますか。	A4サイズの片面コピーで印刷して下さい。
7	商業登記簿の会社法人等番号が、12桁しかないのですが、そのまま記入してよいですか。	法人番号は、国税庁より通知されている番号です。 国税庁法人番号公表サイトで調べて記入して下さい。 (13桁を記入)
8	登録番号を変更しているのですが、登録番号はどちらの番号で申請したらよいですか。	申請書には変更した番号を記入してください。申請には変更前と変更後の車検証、2枚の添付が必要です。
9	ゆうちょ・信金・信組等に振込はできますか。	申請者本人名義の口座であれば振込できます。
10	通帳がない為、コピーが添付できないのですが、どうしたらよいですか。	正しく記入されていれば、写しが無くても申請できます。
11	プラグインハイブリッドの申請の際、J-クレジット事業への参加の箇所はどちらに○を付けますか。	型式が不明となっている車種を除く電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、J-クレジット事業へご参加いただくことが条件です。(1)の欄の「1. はい」を選択してください。 (令和3年度CEV補助金よりプラグインハイブリッド自動車が追加となっています。)

## Q5 必要書類

### 5-1 申請者の確認書類

No.	問合せ内容	回答
1	印鑑証明・住民票・免許証以外に、対応できるものはありますか。	ありません。 氏名・現住所が確認できる有効期限内のもの、もしくは、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
2	個人情報のため、役員名簿を提出したくないのですが、添付なしでも、申請できますか。商業登記簿の提出で足りませんか。	役員名簿は必須です。 様式8「役員名簿」は、各省庁とも共通の様式で、国から指示されたものです。商業登記簿には、生年月日の記載がありませんので必要です。
3	自治体での申請の場合、何を添付すればよいのですか。	通常の法人申請と同じです。 但し、「商業登記簿/役員名簿」は不要です。
4	身障者減免を受けていますが、車検証上の所有者・使用者とも身障者本人となっています。どのように申請したらよいですか。	所有者・使用者が一致している場合は、添付書類等はとくに不要です。交付申請書(様式 1-1)の 1(5)申請者の分類は、「1:個人」を選択してください。
5	身障者減免制度の関係で、「所	生計を同一にする方が使用者の場合にのみ申請を認めます。

	有者＝身障者、使用者＝家族でない代行運転者」となっていますが、申請はできますか。	
6	身障者減免制度の関係で、車検証上の使用者が所有者と異なります。「減免承認通知書、又は減免申請書(収受印のあるもの等)」を提出、とありますが、身障者手帳写しの提出でよいですか。	身障者手帳の場合、確認できる事項が十分でない場合がありますので、減免承認通知書や減免申請書(収受印のあるもの)の提出を推奨します。また、これらを提出していただいた場合も、内容により他の書類の提出をお願いする場合がありますのでご承知おきください。
7	減免制度の手続に時間がかかり、補助金交付申請の期限に間に合いません。	期限を過ぎた申請は一切受け付けできないため、事前(申請期限より前)に必ずセンターにご一報ください。
8	(身障者減免制度全般)	自治体により制度が異なり、補助金交付申請の際の必要事項・書類についても場合により異なるため、ご不明点については個別にセンターにお問い合わせください。

5-2 申請車両の確認書類(自動車検査証、標識交付証明書)

No.	問合せ内容	回答
1	親子(夫婦)での登録は、申請できますか。	できません。 所有者・使用者同一が申請の条件です。
2	番号変更・所有権解除をしたのですが、初度登録の車検証を紛失した場合、何を添付すればよいですか。	陸運事務所に依頼できる「登録事項等証明書/保存記録」が必要です。

5-3 車両代金の支払い確認書類(支払証憑等)

No.	問合せ内容	回答
1	振込分は、領収証を発行していないのですが、無くても申請できますか。	振込分も領収証が必要です。または、銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)でも申請できます。
2	ローン購入の場合、ローン利用分の領収証は発行していないのですが、無くても申請できますか。	車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書は不可)を添付すれば、領収証は不要です。 (令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)
3	「ローン申込書」でも申請できますか。	「ローン申込書」では申請できません。 申請者が契約者となっている「ローン契約書」(ローン会社に提出分、印のあるもの)が必要です。
4	クレジットカードでの支払いは、(使用時に発行される)「クレジット売上票」でも申請できますか。	「クレジット売上票」は、領収証の代わりにはなりません。 領収証が必要です。



5	申請者が領収証を紛失した為、店舗控でも申請できますか。	店舗控・入金証明書の類では、申請できません。領収証が必要です。
6	車の保険金を車両代金の一部に充当した場合、どのような領収証を添付すればよいのですか。	損保会社からの振込であれば、損保会社宛の領収証で、併記等により申請者名を明記したものがが必要です。また、それを裏付ける書類として損保会社からのハガキ等を添付してください。

5-4 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類（下取車入庫証明書）

No.	問合せ内容	回答
1	残債がある場合、下取価格欄に、どの金額を明記すればよいのですか。	残債を含まない、下取金額を明記してください。
2	納車日に下取車を引き取る為、実際の入庫前に申請することはできますか。	下取車も領収の一部となるため、実際に入庫してから申請してください。
3	下取車の使用者が新車の申請者とは同一ではないのですが、申請できますか。	下取車に関してのみ、申請者と同一でなくても申請できます。

5-5 リース会社の申請

No.	問合せ内容	回答
1	一括還元する契約でも、申請できますか。	一括還元の場合は申請できません。月々のリース料金（消費税抜き）に補助金相当額が還元されていることが申請の条件となります。
2	11/26以降、リース開始時点で公表されていた補助金予定金額を織込んでリース契約を締結したため、その後の補助金増額分をリース料に織込むことができません。増額分をリース料と別に一括でリース使用者に還元することは可能でしょうか。	以下を条件として、特例として可能とします。 ・対象：原則、経産省の変更後の補助金予定額の公表（3月4日）までにリース契約を締結した案件を対象とします。 ・以下をご対応いただきます。 ① 補助金交付申請時、「貸与料金の算定根拠明細書」（様式3）の「3. 特記事項」の欄に、その旨を記述（記入例：「補助金相当額のうち5万円は、リース使用者に一括し支払います」）。 ② 一括払いに関する合意が証明できる書類（リース使用者との覚書等）があれば、①の様式3に添付して提出。 ③ 補助金交付後、可及的速やかに一括分をリース使用者に支払い、リース使用者からの領収証を追加提出。
3	自治体の補助金と併用する場合、算定根拠明細書は、どのように明記すればよいのですか。	基本は国の補助金相当額のみを記入してください。記入する補助金相当額が総額の場合は、その内訳も記入してください。なお、リース料金が自治体等の補助金と合算されているリース契約については、国と自治体等の内訳を記入し、月々のリース料金で国の補助金相当額が還元されている事が分かるように記載して下さい。
4	初回と2回目以降の月々のリース料金に変更になる契約は申請できますか。	正しく月々のリース料金に還元されていて、且つ、そのリース料金が「リース契約書」で確認できれば申請できます。

## Q6 申請後の変更

No.	問合せ内容	回答
1	住所及び登録番号が変更になったのですが、届出は必要ですか。	必要です。センターHPに記載の「様式5/変更届出書」に記入し、新住所が確認できる本人確認書類と番号変更後の車検証の写しを郵送してください。
2	結婚して、苗字が変わったのですが、届出は必要ですか。	必要です。センターHPに記載の「様式5/変更届出書」に記入し、新しい氏名が確認できる本人確認書類と変更後の車検証の写しを郵送してください。
3	交付決定後に自家用から事業用にナンバー変更する場合、どのような手続きが必要ですか。	申請時は事業用として使用する予定はなかったものの、交付決定後に事業用として使用する必要性が発生した場合に限っては、交付決定後に変更届出＜様式5＞をセンターに提出願います。 ※交付決定より以前(交付決定日を含む)に事業用に変更してしまうと、補助要件を満たさないため、補助金交付ができません。 ※自家用を事業用に変更する前提で申請することはできません。

## Q7 その他

No.	問合せ内容	回答
1	申請受付後、審査を行った上で、申請対象外となるケースには、どのようなものがありますか。	例えば、以下のようなものが対象外です。 ① 申請者・登録名義人・買主が一致していないもの。 ② 購入車両がセンターの「補助対象車両一覧」にない場合。 ③ 「自動車検査証」の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両。 ④ 初度登録の翌々月の末日までに、車両代金の支払いまたは支払手続きが完了していない場合。 ⑤ 提出期限を過ぎた申請。 原則、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日消印有効)です。 例外として、車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合は、初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)の提出を認めます。ただし、年度末は、令和5年3月1日必着とし、それ以降は申請できません。 ⑥ 以前に補助金を受領し処分制限期間内にある車両を下取車として処分した場合、処分した車両の補助金の返納が完了するまで、新車への補助金は交付できません。

2	<p>「同一の車両について、国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることは原則としてできません」となっていますが、例外として認められるのはどのようなケースですか。</p>	<p>2021年11月26日から11月29日までの登録(届出)の令和3年度補正事業対象車両(EV、PHV、FCV、超小型モビリティ)で「安全運転サポート車普及促進事業費補助金(サポカー補助金)」の交付を受けている場合、CEV補助金を申請することが可能です。尚、申請書提出期限は5月31日(消印有効)です。</p>
3	<p>前年度に交付された令和2年度補正のアンケート・モニタリング調査については、どこに問い合わせればよいですか？</p>	<p>本件につきましては、当センターではなく環境省から委託を受けた事業者が対応しております。</p> <p>問合せ先等につきましては、下記サイトをご覧ください。  <a href="https://hosei-monitoring.env.go.jp/contact/form">https://hosei-monitoring.env.go.jp/contact/form</a></p> <p>お電話でのお問い合わせは、下記問合せ窓口までお願い致します。</p> <p>TEL:03-6627-6486</p>